【資料４】

いびがわ水泳クラブ規約（例）

（名称及び組織）

第1条　このクラブの名称は、いびがわ水泳クラブ（以下「クラブ」という。）とし、いびがわ地域クラブの所属団体として活動する。

（目的）

第２条　クラブは、水泳活動を通じ、クラブ員の技術・体力の向上、健康増進、豊かな心及び創造性を育成することを目的とし、次の事業を行う。

（１）　活動計画に基づく活動。

（２）　技術とチーム力向上のために、練習試合、遠征試合、大会への参加。

（３）　その他、クラブの目的達成のために必要な事業。

（対象者）

第３条　クラブに入会できる者は、いびがわ地域クラブの定めによるものとする。

（入会手続、資格及び会費）

第４条　クラブに入会しようとする者は、所定の手続を行うとともに、会費を納入しなければならない。会費の額、納入方法、手続き、資格についてはいびがわ地域クラブの定めによるものとする。また会員は、退会したい場合には、所定の手続きを行うことで退会することができる。手続きその他退会に関する事項は、いびがわ地域クラブの定めによるものとする。

（役員）

第５条　クラブに、次の役員を置く。

　（１）代表　　　　　１名

（２）副代表　　　　１名

（３）会計　　　　　１名

（役員の任期）

第６条　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。（任期については令和６年度は除く）

（会議の種類）

第７条　クラブに次の会議を置く。

（１）　総会

第８条　総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

（１）規約の改正に関する事項

（２）活動計画（年間計画、参加予定大会の日程等）

（３）運営費の支出計画・会計報告

（４）役員の選任及び解任

（５）その他クラブの運営に関する事項

（総会の招集）

第９条　総会は、毎年１回代表が招集する。臨時総会は、代表が必要と認めたとき招集する。

（管理）

第１０条　クラブの経費は、会計が管理する。

（会計年度）

第１１条　クラブの会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。（令和６年度を除く）

（指導者及び会員の責任）

第１２条　指導者は、揖斐川町教育委員会より委嘱を受けた者とする。

２　指導者及び会員の責務に関する事項等は、いびがわ地域クラブの定めによるものとする。

３　会員は、必ずスポーツ安全保険等に加入することを条件とする。

（細則）

第１３条　本規約に定めのない必要な事項及び必要な細則は、総会の承認を得て別に定める。

附　則

この規約は、令和６年　月　日から施行する。